

令和7年 第6回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月24日 午後2時55分から午後4時20分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会 長
会長代理

3 番	船	川	由	孝
2 番	松	島	政	雄
1 番	新	井	智	子
4 番	伊	丹		栄
5 番	植	竹	一	寿
6 番	石	川		広
7 番	野	川		博
8 番	江	森	敦	夫
9 番	熊	谷	隆	夫
10 番	倉	持	昭	夫
11 番	増	田	隆	司
12 番	眞	中	一	夫
13 番	山	中		栄
14 番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後2時55分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和7年第6回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第4回4月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第4回4月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、11番の増田委員、12番の眞中委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 下川崎字宮脇〇〇外8筆、登記地目、現況地目ともに田、合計面積2,905㎡、譲受人 久喜市〇〇 (有) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 下川崎〇〇 〇〇〇〇外1名、転用目的 資材置場、農地区分は、10ha未満の広がりの農地ということで、第2種農地となります。

所有権移転となります。

現在、譲受人は久喜市に資材置場がありますが、手狭になったことと、近隣での工事の受注に備えて土地を探していたところ、今回の申請地を見つけ、申請に至った案件でございます。

申請地には、砕石や砂利、掘削土等の資材を置く予定となっています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

6月17日、現地を確認しました。下川崎地区は道路が狭く、また長倉小学校、西中学校の児童生徒の通学路になっています。近年、住宅地として開発されています。私も何度となく農業委員として開発案件で聞き取りに伺った地区です。今回は、資材置場としての申請です。

譲渡人の〇〇さんは、耕作はせず維持管理のみしていたとのこと。資材置場として転用の話があり、隣地の所有者の〇〇さんにも相談したところ、同意したため(有) 〇〇に譲渡するものです。

資材置場の周りには開発された新居も建ち並び、道路も狭く、交通量もあります。資材置場として許可される場合には、厳格な条件を記載すべきかと思います。

皆様のご意見、よろしくお願いします。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

◆委員

計画地は、小中学校や住宅地に隣接し、通学路にも面していると聞いています。

搬出入車両の通行により、通学中の児童生徒や地域住民の安全に影響が出るのではないかと懸念しています。

事務局として、安全面への配慮についてどのように考えているのか、ご説明ください。

◆事務局

ご指摘のとおり、当該地は学校や住宅に近接し、通学路としても利用されていることから、安全対策は極めて重要だと認識しています。

申請事業者からは、搬出入車両の通行時間の制限について、登下校時間に配慮し、小学校の下校時間及び中学校の下校時間にあたる午後２時半から午後４時の間は、通行を極力制限する対応を講じる予定である旨の説明を受けています。また、車両の出入りに際しては、安全誘導の実施および注意喚起看板の設置など、必要な安全対策を講じる旨の説明を受けています。

◆委員

資材置場の設置に伴い、騒音や粉塵など近隣住民への影響が懸念されます。

これらへの対策として、事業者がどのような措置を講じる予定かご説明ください。

◆事務局

事業者からは、環境対策として、騒音および粉塵の拡散防止を目的とする高さ約２メートルの柵を敷地周囲に設置する計画であり、当該柵の構成については、単管パイプにより骨組みを形成し、その上にネットを展張する仕様にて対応する旨の説明を受けています。

それでも近隣住民から対応の要請があった場合には、鉄製パネル等を設置する等の措置を講じるとの説明を受けています。

また、当該事業者は、近隣の住宅や農作物等に被害が生じた場合、自らの責任で補償し、適切に対応する旨の誓約書を提出しています。

◆委員

申請者の会社所在地は久喜市であることから、その周辺に代替となる適地があるのではないかと考えます。そもそも、今回の申請地以外に候補地はなかったのか、ご説明ください。

◆事務局

当初、事務局としては、申請者に対して他の代替地の検討を求めています。申請者からは、久喜市内や既存の資材置場周辺でも代替地を探したが、農業振興地域内に位置するため転用が困難、あるいは面積が不足する等の理由で断念したとの説明を受けています。また、幸手市内においては、上下水道の指定工事店の指定を受けており、地域的な整合性も確保でき、久喜市内の青葉地区や栗原地区など幸手市寄りの現場が多く、今回の申請地の方がより近接しており、迅速な対応が可能であるため、申請地を選定したとの説明を受けています。

これらの事情を踏まえ、春日部農林振興センターに照会を行ったところ、「提出資料により代替性の検討は十分である」との判断が示されました。

このため、市としても、県の許可権限に基づき、本件の手続きを進める判断を行った

ものです。

◆委員

資材置場の稼働に伴い、トラック等が頻繁に通行することが想定されますが、通行路となる市道の舗装等に損傷が生じるおそれがあります。その際の市道の補修責任等の対応について、ご説明ください。

◆事務局

この点について、担当課である道路河川課に確認を行ったところ、事業者と市との間で、事前に道路の現況確認を実施しており、当該道路の通常の通行量等を勘案し、明らかに事業者の責に帰すべき損傷が生じた場合には、事業者の責任により原状回復を行う旨の取り決めがなされているとのことでした。

◆委員

当該申請事業者の財政状況について、公表されている情報を確認しましたが、提出された土地利用計画図どおりに事業を遂行できるのか懸念しています。その点について、ご説明ください。

◆事務局

申請事業者から提出された資料には、資金調達計画書、見積書、残高証明書などが添付されており、必要な資金が確保されていることが確認できています。

これらの点を踏まえ、市としましては、本申請の事業遂行について一定の根拠があるものと判断しています。

なお、本件に関しては春日部農林振興センターに確認を行ったところ、「提出資料に基づき、検討は十分である」との見解を得ています。

◆会長

ほかに何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、県には意見を付して進達をしていただくということで、よろしいですか。

(はいの声あり)

◆事務局

今回の総会での意見については取りまとめて、県に書類を提出させていただきます。

最終的には県の判断になりますが、意見を付して進達しますので、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、1番の案件は、県に意見を付して進達することで承認されました。

続いて、2番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料 2、No.2 をご覧ください。

番号 2、土地の所在 天神島字築道〇〇外 1 筆、登記地目は宅地、現況地目は畑、合計面積 494.78m²、譲受人 天神島〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 天神島〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、農地区分は、10ha 未満の広がりの農地ということで、第 2 種農地となります。

使用貸借権設定となります。

本件は、令和 2 年 9 月に取得した農地転用許可に関わる計画内容の変更並びに農地法第 5 条に基づく申請となっています。

当初計画においては、譲渡人である〇〇〇〇氏とその子である〇〇〇〇氏が譲受人となりまして、自己用住宅の建築を目的として農地転用許可を取得していましたが、結果として住宅の建築には至らず、当該計画は未実施のままとなっていました。

このたび、新たに譲渡人の娘である〇〇〇〇氏が当該計画地に自己用住宅を建築したい旨の意向を示されたことから、譲受人を〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏へ計画変更を行うとともに、改めて農地法第 5 条に基づく申請を行うものであります。

なお、開発許可に関して、建築指導課に確認したところ、令和 2 年 9 月に農地転用許可と同時に取得しているため、今回は適合証明にて対応するとのことです。

排水計画については申請地西側の既存の道路側溝へ接続し、適切に排水する計画となっています。

また、申請地の周囲はコンクリートブロックで囲う計画のため、土砂の流出等による周囲への影響はございません。

本案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。
以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。
〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

先日、譲渡人である〇〇〇〇さんにお話を聞くことができました。事務局から説明があったとおり、当該の土地は令和 2 年にご長男である〇〇さんが家を建てる予定で転用したものでありますが、ご長男はご実家で〇〇さんと同居するという方向に変わってきてまして、それで当該土地は家を建てずにそのままきたわけですが、今回、ご長女である譲受人の〇〇〇〇さんが、該当する土地について、貸借権を設定する農地転用申請をし

直したという事情であります。

特に問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をお願いします。

以上です。

◆会長

2番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は3名となっています。

以上です。

◆会長

1番から12番については行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

1番から7番まで、借受人は〇〇(株)です。借受総面積は13,080㎡となります。

貸付人、1番、〇〇〇〇さん、692㎡、2番、〇〇〇〇さん、597㎡、3番、〇〇〇〇さん、1,966㎡、4番、〇〇〇〇さん、852㎡、5番、〇〇〇〇さん、2,367㎡、6番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子さんだそうです。面積は115㎡、7番、〇〇〇〇さん、6,491㎡となります。新規で貸付は10年となります。

設定事由としましては、各貸付人の農地が同地区内に存在し、今までは遊休農地となっていました。管理は各地主、一部は〇〇さんが担い手となり、農地の維持管理をしていたそうですが、〇〇さんを中心に、貸付人、農業振興課及び〇〇(株)との協議を繰り返しながら、農地利用権の取得を申請したもので、遊休農地の有効利用として問題はありません。

次に、8番から12番、借受人は〇〇〇〇さんです。借受総面積は10,258㎡、貸付

人が8番、〇〇〇〇さん、2,801㎡、9番、〇〇〇〇さん、3,752㎡、10番、〇〇〇〇さん、1,253㎡、11番、〇〇〇〇さん、578㎡、12番、〇〇〇〇さん、1,874㎡、新規で貸付期間は6年となります。設定事由としましては、8番の〇〇さん、9番の〇〇さん、10番の〇〇さん、12番の〇〇さんに対しましては、これまで〇〇さんに耕作を依頼しており、今回新たに農地利用権の登録を申請したもので、問題はありません。

11番の〇〇さんは今まで借受けをしていた方が高齢によりできなくなりましたので、〇〇さんに借受けを依頼し、農地利用権の登録を申請したもので、特に問題はありません。

以上です。

◆会長

1番から12番について、何か質問等ございますか。

◆委員

〇〇さんの関係の設定期間ですが、10年ではなく6年にした理由はありますか。

◆事務局

とりあえず設定期間の最短である6年を設定させていただいたということでございます。

◆会長

ほかに何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

13番の案件については権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

13番、〇〇〇〇さんが自分で耕作をしており、今後も権利設定をし、耕作していくというものです。特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

13番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第2号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

（市街化区域の農地転用5条の届出3件を報告する）

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

（事務局から事務連絡を行う）

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくお願いいたします。

◆会長代理

（会長代理挨拶をする）

閉会 午後4時20分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年9月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 増 田 隆 司

署名委員 眞 中 一 夫